令和８年４月１日
校　長　決　定

令和８年度東京都立大崎高等学校全日制課程

学校いじめ防止基本方針

１　いじめ問題への基本的な考え方

（１）いじめを生まない、許さない学校づくり

学校生活全般、授業をはじめ、全ての教育活動を通じて、いじめは絶対に許されないことへの自覚を高め、生徒の理解を深めさせる。

（２）生徒をいじめから守り通す組織体制

いじめられた生徒からの情報やいじめの徴候を確実に受け止める組織として、生徒が安心して学校生活を送ることができる学習環境を確保する。

（３）教員の指導力向上と組織的対応

いじめ問題へ適切に対応できる教員の指導力を高めるとともに、個々の教員による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により解決を図る。

（４）保護者・地域・関係機関と連携した取組

いじめを発生させない環境づくりをはじめ、いじめの発覚後においても、迅速かつ的確な解決を図るため、保護者や地域、関係機関との連携を強化する。

２　学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、いじめ防止対策推進法の基本理念に則り、保護者、地域住民並びに関係機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われる時は、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

３　いじめ防止等のための組織

（１）学校いじめ対策委員会

ア　設置の目的

いじめ防止等に関する措置を実効的に行い、いじめ問題に組織的に対応するために本委員会を設置する。

イ　所掌事項

学校いじめ防止基本方針の策定、いじめ問題に関する年間指導計画の作成・実施、学校におけるいじめ防止等に関する措置、いじめ問題への迅速な対応策の検討並びに実施に関することを掌握する。

ウ　会　　議

必要に応じて適宜開催とする。

エ　委員構成

校長、副校長、生活指導主任、生活指導副主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者。

（２）学校サポートチーム

ア　設置の目的

いじめ問題行動への効果的な対応と未然防止を図るため、学校いじめ対策委員会を支援する組織として、学校サポートチームを設置する。

イ　所掌事項

いじめ等の問題行動の未然防止や早期解決に向けて、助言、支援する業務を所掌する。

ウ　会　　議

必要に応じて適宜開催とする。

エ　委員構成

校長、副校長、教務主任、生活指導主任、進路指導主任、ＰＴＡ代表、同窓会代表、地域住民代表、地域児童館館長、地域中学校長、大学有識者、地域ゼミ有識者

＊スクールサポーターとは、年間を通じて随時連携を取り対応を図っていく。

４　段階に応じた具体的な取組

（１）未然防止

ア　教員の指導力の向上と組織的対応

（ア）学校いじめ対策委員会の設置
（イ）学校いじめ防止基本方針の策定
（ウ）学級担任による問題を抱えた生徒への積極的な働き掛け
（エ）学校サポートチームの設置
（オ）いじめに関する研修の実施

イ　いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりしないための取組

（ア）「いじめに関する指導」の実施
（イ）弁護士等を活用した法教育の実施
（ウ）「いじめ防止標語作成」等生徒会等による主体的な取組への支援
（エ）都教委による「いじめ防止カード」の作成・配布

（２）早期発見

ア　いじめの把握

（ア）「いじめ実態調査」の実施
（イ）スクールカウンセラーによる全員面接
（ウ）定期的な個人面談の実施
（エ）全教員による校内巡視等を通じた生徒の観察
（オ）関係機関との連携による学校非公式サイトの監視

イ　いじめの未然防止

（ア）「いじめ実態調査」の実施・分析・活用
（イ）都教委作成の「いじめ防止カード」の活用
（ウ）「いじめ防止標語作成」等生徒会等による主体的な取り組みの支援

ウ　学校いじめ対策委員会によるいじめの早期発見

（ア）生徒の行動の記録、ファイリングの徹底
（イ）ファイリングされた情報や生徒意識調査等により把握した情報の共有
（ウ）「ふれあい月間実践シート」の実践といじめ実態調査活用による確実な発見

エ　保護者・地域との連携

（ア）保護者会の積極的な活用

（イ）保護者相談の実施

（ウ）スクールカウンセラーの保護者への紹介

（エ）児童センター・児童相談所等との連携

（３）早期対応

ア　学校いじめ対策委員会を基幹とした対応

（ア）把握した情報に基づく対応方針の策定

（イ）学校いじめ対策委員会を核とした役割分担の明確化

イ　被害の生徒・加害の生徒・周囲の生徒への取組

（ア）被害の生徒の安全の確保とスクールカウンセラー等を活用したケア

（イ）加害の生徒に対する組織的・継続的な観察・指導等

（ウ）いじめを伝えた生徒の安全の確保

（エ）「いじめ防止カード」の活用

ウ　所轄の教育委員会・関係機関との連携

（ア）中部学校経営支援センターへの報告と同支援センターによる支援

（イ）スクールサポーターを通じた警察・児童相談所等との連携・協力

エ　保護者・地域との連携

（ア）いじめ対策保護者会の開催

（イ）ＰＴＡの活用

（ウ）地域人材（町会・商店会等）を活用した登下校時の見守りのなどの実施

（４）重大事態への対処

ア　被害の生徒の保護・ケア

（ア）被害生徒に対する教員チームでのマンツーマンでの保護

（イ）スクールカウンセラーによるケア

（ウ）スクールサポーターの支援による家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケア

（エ）東京都教育相談室との連携によるケア

イ　加害の生徒への更生に向けた指導・支援

（ア）別室での学習の実施

（イ）警察への相談・通報

（ウ）学校の方針についての理解

（エ）生徒及びその保護者に対するケア（教育相談等・少年センター）

ウ　所轄教育委員会・関係機関との連携

（ア）中部学校経営支援センターへの報告と連携

（イ）児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携

（ウ）都教委のいじめ等の問題解決支援チームの活用

エ　保護者・地域との連携

（ア）いじめ対策緊急保護者会の開催

（イ）ＰＴＡの活用

（ウ）民生委員との連携

オ　いじめ防止対策推進法に基づく対応

（ア）法第２８条に基づく調査

（イ）法第３０条に基づく調査

５　教職員研修計画

年間３回の研修を実施する。

第１回　法的根拠に基づく、いじめに対する組織体制

第２回　重大事案に発展する事例についての理解

第３回　早期発見、早期対応についての理解

６　保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

（１）保護者会、三者面談、ホームページ等を通して、いじめ防止に関する情報を共有するとともに、保護者からの相談体制を整備する。

（２）いじめに関する被害生徒や加害生徒の保護者に対するケアを組織的に行う体制を整える。

７　地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

（１）日頃から児童相談所や子ども家庭支援センター、警察等との連絡を密に行い、生徒に関する情報を共有する。

（２）緊急時には、速やかに関係機関への通報ができる体制を整える。

（３）学校サポートチームを有効活用し、問題行動の未然防止、早期解決を図る。

８　学校評価及び基本方針改善のための計画

（１）学校評価アンケートにいじめ防止に関する項目を設け、取組を検証する。

（２）「学校いじめ防止基本方針」が実態を踏まえて機能しているか定期的に点検し、必要に応じて見直すとともに、学校評価の結果を参考に、毎年度更新する。

附則

この規定は、令和４年４月１日から施行する。